

都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

東京の農業は、持てる農地や施設を最大限に活用し、野菜・果樹・花木・緑化植物・畜産といった多様な経営形態が展開され、新鮮かつ安全・安心な農畜産物を生産している。

加えて農地は、都市における防災、良好な住環境の保全、市民及び学校・福祉教育における農作業体験など、身近に土や農に触れる機会を提供している。また、農業者は地域の歴史伝統文化の伝承、地域活動の推進にとって中心的、かつ貴重な存在となっており、都市農業と農地は市民生活にとって必要不可欠な存在と役割を持つに至っている。

しかしながら、恒常化した農畜産物の低価格化は、所得面における他産業との格差をもたらし、農業の後継者不足を招き、家族労働者は必然的に高齢化となっている。また、相続時における高額な相続税が負担となり、都市における農地は減少し続けているのが実情である。

このような現状において、市街地及びその周辺の地域において営まれる農業を都市農業と位置づけた、待望久しい都市農業振興基本法の施行は、国及び政府の責任を明確にし、都市農業振興基本計画の策定、法制上・財政上・税制上または金融上の措置、詳細にわたる基本的施策の実施が明記され、その実現は都市農地の保全と都市農業の継続性に対して大きな希望を抱かせるものであり、農業者や農業関係者は言うに及ばず、まちづくりの観点からも、都市住民の視点からも大変大きな期待が寄せられている。

よって東大和市議会は国及び政府に対し、都市農地の保全と都市農業振興に不可欠である農地関連法及び制度・税制等の具体的措置・農業振興施策が都市農業振興基本法に基づき、早急に講ぜられることを強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決日) 平成28年3月16日

(送付日) 平成28年3月18日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣